【別添】

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案の概要

１　改正の趣旨

（１）水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）においては、排水基準のみによっては水質環境基準の達成が困難である閉鎖性海域（具体的には東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として定められている。）について、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素及びりん（以下「指定項目」という。）による汚濁負荷量の削減を図るため、水質総量削減制度が設けられている。

具体的には、都道府県知事は、総量規制基準を定め、指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量の規制を行っている。総量規制基準は、指定項目の濃度と排水量の積により算定することとしており、指定項目の濃度については、環境大臣が告示でその範囲を示し、各都道府県知事は、その範囲内で各都道府県内に適用される指定項目の濃度を定めることとしている。

窒素の濃度の範囲については、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成 18 年環境省告示第 135 号。以下「告示」という。）に対象業種ごとに定められている。

（２）指定海域の水質については、これまでの水質総量削減の取組等により、全体的に改善してきているものの、依然として貧酸素水塊の拡大など水環境保全上の課題が残る海域が存在している。一方、近年では一部の海域において、栄養塩類の不足による水産資源への影響が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、令和８年５月には、これまで削減のみを目標としてきた水質総量削減制度について、地域のニーズや課題等に応じた順応的な栄養塩類の管理を可能とし、汚濁負荷の総量を管理することを旨とする、「第 10 次水質総量削減の在り方について－総量削減から総量管理への転換－」（中央環境審議会答申）が示された。答申において、管理目標量を踏まえた汚濁負荷削減対策は引き続き実施することが妥当としていることから、時期区分・業種その他の区分・水域区分については第９次における区分を継続することとする一方で、特に伊勢湾においては、ノリやアサリ等の水産資源の生産量の低下が課題となっており、高い栄養塩類供給のニーズが存在している。伊勢湾の関係県においては下水処理場における栄養塩類の管理とその効果検証等の取組が進められており、既に一定程度の知見の蓄積がなされている。

（３）答申で示された栄養塩類管理制度の導入については、別途、中央環境審議会水環境制度小委員会における議論も踏まえる必要があるところ、水環境制度の総合的な見直しが行われるまでの間においても、答申の趣旨を踏まえ、現行制度の枠組みの下で伊勢湾において早期に栄養塩類の増加が可能となるよう、水環境保全上の支障が生じない範囲内において告示を次のとおり改正する。

２　改正内容

告示別表第一中、下水道業に係る規定を別紙のとおり改正する。

３　公布・施行期日（予定）

公布：令和９年１月頃

施行：公布の日

（別紙）

改正後

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		（1）		（2）		
		（イ）	（ロ）	（イ）	（ロ）	
二〇九	下水道業	一〇	三〇	一〇	二五	（一）　（略） （二）　標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水

改正前

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		（1）		（2）		
		（イ）	（ロ）	（イ）	（ロ）	
二〇九	下水道業	一〇	三〇	一〇	二五	（一）　（略） （二）　標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水

							を多量に受け入れて処理するもの又は(五)に掲げるものを除く。)にあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。 (三)　(略) (四)　高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄							を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。 (三)　(略) (四)　高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄			

							(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、六〇とする。 (五)　羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に、又は同海域に流入する各河川に係る水質環境基準の測定の地点のうち、それぞれ最も下流の測定の地点より下流に、若しくはこれと同様の							(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、六〇とする。 (新規)

							水域に排出水を排出するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）に係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三〇とする。	